

様式第二十四号

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

(単位： 円)

	株主資本					その他の包括利益累計額										株式引受 権	新株 約権	予 株 権	非 株 分	支 主 持	配 合 計	資 産 計
	資本金	資本 余金	利 益 余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有 価証券 評価差 額金	繰上 益	繰上 損	土地 評価 額金	再 評価 差 額金	為 替 調 整 勘 定	換 算 差 額	退 職 給 付 に 関 連 する 累計 額	給 付 に 関 連 する 累計 額	の 包 括 利 益 累計 額							
当期首残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××				
当中間期変動額																						
新株の発行	×××	×××			×××													×××				
剰余金の配当			△××		△××													△××				
親会社株式に帰属 する中間純利益			×××		×××													×××				
自己株式の処分				×××	×××													×××				
・・・・・・・・																		×××				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××				
当中間期末変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××				
当中間期末残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××				

当中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

(単位： 円)

	株主資本					その他の包括利益累計額								株式引受 権	新株 約権	予 株 権	非 支 主 持 分	配 持 純 合	資 産 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自 己 株 式	株主 資本 合計	その他有 価証券 評価差 額金	繰上 益	繰上 損	土地 評価 額金	再 差 額金	為 替 調 整 勘定	退 付 積 立 金	職 工 給 付 計 額						
当期首残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額																			
新株の発行	×××	×××			×××													×××	
剰余金の配当			△××		△××													△××	
親会社株式に帰属 する中間純利益			×××		×××													×××	
自己株式の処分				×××	×××													×××	
.....																		×××	
株主資本以外の項 目の当中間期変動 額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額合 計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期末残高	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
5. 遡及適用及び修正再表示（以下5.において「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前中間連結会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。